

岡崎市職員措置請求書

2013年 6月 7日

岡崎市監査委員様

請求者 岡崎市羽根町鰻池 97番地2
市民オンブズ岡崎
渡邊研治()
ほか 1名

地方自治法第242条の規定に基づき、下記のとおり住民監査請求をします。

記

1. 請求すべき事柄

平成24年12月1日付で発令された人事異動で、環境部自然共生課副主幹〇〇〇氏が市長公室参事(施策調査担当)に昇任した。この人事異動は、二階級特進させるもので、きわめて異常であり、12月4日付中日新聞三河版(1号証)に取り上げられ、12月5日岡崎市議会定例会の一般質問でも鈴木雅子議員がその理由を問いただし、総務部長が答弁していた(2号証)が回答はきわめてあいまいで合理性に欠け、市民の目線から見ても納得いくものではなかった。

この人事異動による二階級特進は、通例以上の給料の増額、及び退職金の増額を伴うものである。合理的な根拠に基づく昇任でなく、正当な理由なしに財政支出するものであり不当である。条例に基づいて人事評価された合理的な昇進といえず、根拠のない不当な支出なので、市長に返還を求めるものである。

2. 請求する理由

不当な支出と考える理由は次のとおりである。

1つは、現在岡崎市が進めている人事評価制度に照らしてみても、きわめて異例であること。いうまでもなく、人事評価は公平かつ合理的でなければならず、恣意的なプラス評価やマイナス評価は、最も避けなければいけないものとされている。これを無視して、鶴の一声で異例な昇任が行われれば、職員は人事制度に不信を抱き、仕事に対するモチベーションが低下して、岡崎市の行政運営にとって大きなマイナスとなる。また、岡崎市給与条例第5条3項の示す通り「規則で定める日に、同日前1年間におけるその者の人事評価の結果(任命権者が適当でないと認める場合にあっては、その者の勤務の状況。次項においても同じ。)に応じて、行うものとする。」としており、昇給は4月1日と定めている(岡崎市給与条例施行規則第33条)。前年の人事評価で11月現在の地位に収まっていた当該副主幹である。特別な場合の昇格については同規則20条2項で市長の責任であることを明記している。2012年10月に当選した市長が少なくとも前年の人事評価を覆し、11月に参事に昇任させようと決めていることを考えると、中日新聞の取材に答えているとおり、「個人的に昔から知っている人。小学校から知っている」(1号証)という恣意的な情実人事ではない。

また名古屋市長は、囑託職員の採用に当たり不正があったとして、外部有識者も入れて原因究明に当たり、不正な人事を徹底的に排除する姿勢を見せているが、市民目線を意識したものである。

こうした中で、前近代的な情実人事が行われたのではないかと疑われること自体が、岡崎市の中核都市としての品格を汚すとともに、市民の信頼を失うものである。

もうひとつは、人事異動の時期が問題である。仮に当局の説明にあるように、たとえ当該職員がきわめて優秀で二階級特進にふさわしい人物であるとしても、この職員は平成 25 年 3 月末で定年退職するため、異動を受けてその優秀な能力を発揮できるとしてもたったの 4 ヶ月である。（はなはだ心許ないが）4 ヶ月の貢献により、退職金が大幅にアップすることになる。退職金の増額に対し、貢献度は低く見合っていないので、この支出は不当である。

以上の理由から、今回のきわめて異例な人事異動による支出（議会での答弁から月額 4 万円の 4 か月分の給料、および退職金あわせて約 300 万円（昇任に伴う給料等の増額がわかるものを求める開示請求したが非開示となった（3号証）ため、推定額である）を上乗せして支給したのは不当であるので、これを命じた内田市長に対し増額分の返還を求めるものである。

3. 違法又は不当な公金の支出があると認められる書面

（1号証）12月4日付中日新聞三河版

（2号証）12月5日岡崎市議会定例会議事録抜粋

（3号証）昇任に伴う給料等の増額のわかるものを求める開示請求に対する平成 25 年 4 月 19 日付「公文書非開示決定通知書」